

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料（令和4年度分）の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の全額又は一部を減額**

※保険料が減免される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとにみた令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて **10分の3以上減少する見込み**であること。
- (2) 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入及び給付金等の支払金額を証明する書類が必要となります。国からの通知等により、内容が変更となる場合があります。

- **保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B / C) に、前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。**

減免対象の保険料額 (A×B / C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額
C:世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- | | |
|--------------|-------------|
| 300万円以下の場合 | ：全部(10分の10) |
| 400万円以下の場合 | ：10分の8 |
| 550万円以下の場合 | ：10分の6 |
| 750万円以下の場合 | ：10分の4 |
| 1,000万円以下の場合 | ：10分の2 |

※ 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

- **減免の対象となる保険料**

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）がある保険料

※令和3年度（令和4年3月分以前）の保険料減免の条件等は、保険年金課にご確認ください。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、呉市保険年金課にお問い合わせ下さい。

呉市 保険年金課 国保保険料グループ

電話：0823-25-3153 メールアドレス：hoken@city.kure.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.kure.lg.jp（「呉市 国保 コロナ」で検索）



呉市ホームページリンク